三、縣當局調停に立ち、解決を告く

かくの如き形勢の下に組合側は日々自然衰滅への道を辿りつゝありしが本縣警察部に於ては深くこの形勢を考慮し遂に調停に立つことを決意したるものゝ如く先つ二月十七日に至り高等課長飯田警部來野して各方面に種々斡旋奔走を試みその結果俄然解決の目途成るに至れり。蓋し勞資双方共徒らに遷延紛糾したる事態をは如何にして收拾すべきかに付き甚しき困惑を感し居りたりと信すべき節ありしを以て、飯田警部の調停乘出しは實に時と人との宜しきを得たるもの、如く當事者双方は勿論町一般よりも非常なる期待と滿足とを以て迎へられかくは急速に解決を告げんとするに至りたるものならん

かくて十八日午后一時當町警察署慢土に於て

調停者側よりは

藤原縣特高課長、飯田高等課長、村井調停官補、大宮當町警察署長及茂木町長の諸氏

野田醬油株式會社